

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由								
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(学位論文審査手数料の額)</p> <p>第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき <u>102,900</u>円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、1件につき <u>58,700</u>円とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(公開講座の講習料の額)</p> <p>第7条 学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。ただし、東京農工大学公開講座規程第7条第2項に該当する場合は、講習料を無料とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="179 1173 1008 1388"> <thead> <tr> <th>公開講座の種類</th> <th>1時間当たりの単価の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの</td> <td>800円～1,100円 (100円単位)</td> </tr> </tbody> </table>	公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲	一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	800円～1,100円 (100円単位)	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(学位論文審査手数料の額)</p> <p>第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき <u>104,800</u>円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、1件につき <u>59,800</u>円とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(公開講座の講習料の額)</p> <p>第7条 学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。ただし、東京農工大学公開講座規程第7条第2項に該当する場合は、講習料を無料とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1075 1173 1904 1388"> <thead> <tr> <th>公開講座の種類</th> <th>1時間当たりの単価の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの</td> <td>800円～1,100円 (100円単位)</td> </tr> </tbody> </table>	公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲	一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	800円～1,100円 (100円単位)	
公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲									
一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	800円～1,100円 (100円単位)									
公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲									
一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	800円～1,100円 (100円単位)									

一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	800円～2,100円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものを除く。)	800円～2,100円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものに限る。)	1,100円～ <u>6,200</u> 円 (100円単位)

(インキュベーション施設の使用料の額)

第8条の2 先端産学連携研究推進センターのインキュベーション施設(以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居月からの経過年数	貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)
3年未満	1,900円
3年以上 5年未満	2,100円
5年以上	<u>3,500</u> 円

2・3 (略)

(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)

第15条 (略)

2 情報開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、以下の表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める情報

一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	800円～2,100円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものを除く。)	800円～2,100円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものに限る。)	1,100円～ <u>6,300</u> 円 (100円単位)

(インキュベーション施設の使用料の額)

第8条の2 先端産学連携研究推進センターのインキュベーション施設(以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居月からの経過年数	貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)
3年未満	1,900円
3年以上 5年未満	2,100円
5年以上	<u>3,600</u> 円

2・3 (略)

(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)

第15条 (略)

2 情報開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、以下の表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める情報

開示実施手数料の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合
 にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」とい
 う。)とする。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報
 の公開に関する法律(以下「独立行政法人等情報公開法」とい
 う。)第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつ
 ては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求め
 た際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、30
 0円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であ
 って既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるとき
 を除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

法人文書の種 類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図 画(2の項から4 の項まで又は8 の項に該当す るものを除 く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100 円
	ロ 撮影した写真フ ィルムを印画紙に印 画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚 までごとに760円を加え た額
	ハ 複写機により複 写したものの交付(ニ に掲げる方法に該当 するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2 判については40円、A1 判については80円)
	ニ 複写機により用 紙にカラーで複写し たものの交付	用紙1枚につき20円

開示実施手数料の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合
 にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」とい
 う。)とする。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報
 の公開に関する法律(以下「独立行政法人等情報公開法」とい
 う。)第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつ
 ては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求め
 た際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、30
 0円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であ
 って既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるとき
 を除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

法人文書の種 類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図 画(2の項から4 の項まで又は8 の項に該当す るものを除 く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100 円
	ロ 撮影した写真フ ィルムを印画紙に印 画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚 までごとに760円を加え た額
	ハ 複写機により複 写したものの交付(ニ に掲げる方法に該当 するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2 判については40円、A1 判については80円)
	ニ 複写機により用 紙にカラーで複写し たものの交付	用紙1枚につき20円

	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額		ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額	
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額		ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額		ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径120	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額		チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径120	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	

	ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付			ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円	2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円		ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)		ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円	3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)		ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円	4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)		ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円	5 録音テープ(9の項に該当)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円

するものを除く。)又は録音ディスク	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430円	するものを除く。)又は録音ディスク	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430円
	6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴		1巻につき 290円	6 ビデオテープ又はビデオディスク
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580円	7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580円
	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとき 200円		イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとき 200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき 410円		ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき 410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき 10円		ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき 10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20円		ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 50円に1ファイルごとに 210円を加えた額		ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 50円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光	1枚につき 100円に1ファイルごとに 210円を加えた額		ヘ 光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光	1枚につき 100円に1ファイルごとに 210円を加えた額

	ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付			ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	
	ト 光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額		ト 光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	チ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複製したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額		チ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複製したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	リ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1 巻につき 800 円(日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円)に 1 ファイルごとに 210 円加えた額		リ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1 巻につき 800 円(日本産業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円)に 1 ファイルごとに 210 円加えた額
	ヌ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカー	1 巻につき 1,800 円(日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600		ヌ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカー	1 巻につき 1,800 円(日本産業規格 X6142 に適合するものについては 2,600

	トリッジに複写したものの交付	円、国際規格 15757 に適合するものについては3,200 円)に1 ファイルごとに210 円加えた額		トリッジに複写したものの交付	円、国際規格 15757 に適合するものについては3,200 円)に1 ファイルごとに210 円加えた額
	ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円)に1 ファイルごとに210 円を加えた額		ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本産業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円)に1 ファイルごとに210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円	8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルムについては、13,000 円 35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては、2,650 円)を加えた額		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルムについては、13,000 円 35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては、2,650 円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円	9 スライド及び録音テープ	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
--	------------------------	---

(表は省略)

3・4 (略)

(病理組織検査料金)

第16条の2 外部の者から、組織診及び細胞診の依頼があつた場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
組織診	5,200円
細胞診	2,600円

(真菌検査料)

第16条の3 外部の者から、真菌検査の依頼があつた場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
治療方針付真菌検査結果	21,600円
非真菌検査結果	2,160円

(共同研究員の研究料)

第18条 本学で受け入れる共同研究員の研究料の額は、1ヶ月あたり36,000円とする。

(受託研究員等の研究料)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
--	------------------------	---

(表は省略)

3・4 (略)

(病理組織検査料金)

第16条の2 外部の者から、組織診及び細胞診の依頼があつた場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
組織診	5,400円
細胞診	2,700円

(真菌検査料)

第16条の3 外部の者から、真菌検査の依頼があつた場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
治療方針付真菌検査結果	22,000円
非真菌検査結果	2,160円

(共同研究員の研究料)

第18条 本学で受け入れる共同研究員の研究料の額は、1ヶ月あたり36,700円とする。

(受託研究員等の研究料)

第19条 本学で受け入れる受託研究員等の研究料の額は、次のとおりとする。

区分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>556,700円</u>
	短期	6か月以内	<u>278,400円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人(注参照)が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>556,700円</u>
	短期	6か月以内	<u>278,400円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	<u>139,200円</u>
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要項(普及職員等資質向上緊急対策事業)による受託研究員	改良普及員	6か月以内	<u>278,400円</u>
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3か月以内	<u>139,200円</u>
専修学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>106,200円</u>
	非実験系	3か月	<u>53,100円</u>
公立高等専門学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>106,200円</u>
	非実験系	3か月	<u>53,100円</u>

第19条 本学で受け入れる受託研究員等の研究料の額は、次のとおりとする。

区分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>567,000円</u>
	短期	6か月以内	<u>283,600円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人(注参照)が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>567,000円</u>
	短期	6か月以内	<u>283,600円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	<u>141,800円</u>
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要項(普及職員等資質向上緊急対策事業)による受託研究員	改良普及員	6か月以内	<u>283,600円</u>
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3か月以内	<u>141,800円</u>
専修学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>108,200円</u>
	非実験系	3か月	<u>54,100円</u>
公立高等専門学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>108,200円</u>
	非実験系	3か月	<u>54,100円</u>

公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>106,200円</u>
	非実験系	3か月	<u>53,100円</u>
教員研修センター研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>30,000円</u>
	非実験系	3か月	<u>17,500円</u>

(表は省略)

(外国人受託研修員の研修料)

第20条 本学で受け入れる外国人受託研修員の研修料は、次のとおりとする。

ただし、1ヶ月は30日として計算し、1ヶ月に満たない日数は、1ヶ月に切り上げて計算する。

研修期間区分	研修料
1ヶ月	<u>232,500円</u>

公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>108,200円</u>
	非実験系	3か月	<u>54,100円</u>
教員研修センター研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	<u>30,600円</u>
	非実験系	3か月	<u>17,800円</u>

(表は省略)

(外国人受託研修員の研修料)

第20条 本学で受け入れる外国人受託研修員の研修料は、次のとおりとする。

ただし、1ヶ月は30日として計算し、1ヶ月に満たない日数は、1ヶ月に切り上げて計算する。

研修期間区分	研修料
1ヶ月	<u>236,800円</u>

附 則 (令和元年10月1日規程第14号)

この規程は、令和元年10月1日の日から施行する。